

記者発表資料

令和2年6月2日（火）

市民生活部保険年金課（保険係）

担当：小野寺（内線371）

保健福祉部高齢介護課（介護保険係）

担当：畠山（内線406）

新型コロナウイルス感染症により収入減などの影響を受けた方へ 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料 を減免します

- 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方など、次の要件を満たす方は、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料を減免します。

【概要】

項目	減免対象と減免内容
国民健康保険税 後期高齢者医療 保険料	<p>【対象となる世帯と減免内容】</p> <p>1 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った場合 ⇒ 保険税（料）を全額免除</p> <p>2 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少（※）が見込まれる世帯の方で、次の要件(1)～(3)の全てに該当する場合 ⇒ 保険税（料）の一部または全部を減免</p> <p>※保険税（料）が減免される具体的な要件 世帯の主たる生計維持者について (1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとにみた本年の収入のいずれかが、令和元年に比べて10分の3以上減少する見込みであること (2) 令和元年の所得の合計額が1,000万円以下であること (3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下であること</p> <p>〔減免額の算定〕 保険税（料）の減免額は、減免対象保険税（料）額に減免割合をかけた金額です。 保険税（料）減免額＝①減免対象保険税（料）×②減免割合 ①減免対象保険税（料）額＝$A \times B / C$</p>

介護保険料	<p>A：世帯の被保険者全員について算定した保険税（料）額 B：世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入に係る前年の所得額 C：主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額</p> <p>②減免割合（D） 前年の合計所得金額が</p> <table data-bbox="606 481 1212 705"> <tr> <td>300万円以下の場合</td> <td>全部（10分の10）</td> </tr> <tr> <td>400万円以下の場合</td> <td>10分の8</td> </tr> <tr> <td>550万円以下の場合</td> <td>10分の6</td> </tr> <tr> <td>750万円以下の場合</td> <td>10分の4</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以下の場合</td> <td>10分の2</td> </tr> </table> <p>*主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず対象保険税（料）の全部を免除</p> <p>【対象となる被保険者】 新型コロナウイルス感染症の影響により世帯の主たる生計維持者が次のアまたはイに該当する第1号被保険者</p> <p>ア 死亡，または重篤な傷病を負った第1号被保険者 イ 事業収入などの減少が見込まれ，次の全てに該当する第1号被保険者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業収入などの減少額が前年の事業収入などの額の10分の3以上 ・ 減少することが見込まれる事業収入などに伴うもの以外の前年所得の合計額が400万円以下 <p>【減免割合】</p> <p>アに該当する場合 全額 イに該当する場合 前年の所得に応じた減免対象保険料の80%～100%</p> <p>※事業などの廃止や失業の場合は減免対象保険料の全額</p>	300万円以下の場合	全部（10分の10）	400万円以下の場合	10分の8	550万円以下の場合	10分の6	750万円以下の場合	10分の4	1,000万円以下の場合	10分の2
300万円以下の場合	全部（10分の10）										
400万円以下の場合	10分の8										
550万円以下の場合	10分の6										
750万円以下の場合	10分の4										
1,000万円以下の場合	10分の2										

【減免対象となる保険税（料）】

令和元年度分および令和2年度分の保険税（料）で，令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合は対象年金給付の支払い日）が設定されている保険税（料）になります。

【申請手続き等】

減免には申請が必要です。申請書の様式や記入例は市公式サイトに掲載しております。印刷する環境がない方には申請書を郵送しますので，担当課までお電話ください。新型コロナウイルス感染症感染予防の観点から郵送での申請にご協力ください。

【提出書類】

- 1 減免申請書（共通）
- 2 主たる生計維持者が死亡または重篤な疾病
→ 医師の診断書
- 3 主たる生計維持者の事業収入等が減少
→ 令和元年・令和2年中の収入が分かる書類（事業帳簿や給与明細書など）のコピー等
（主たる生計維持者が事業等を廃止した場合）
→ 廃業等届出書，その他官公庁が発行した書類であって事実確認が可能なもの
（主たる生計維持者が失業した場合）
→ 雇用保険受給資格者証，離職票，その他官公庁が発行した書類

【問合せ先】

国民健康保険税 後期高齢者医療 保険料	保険年金課保険係 22-6600 国民健康保険税 内線 372・373 後期高齢者医療保険料 内線 378
介護保険料	高齢介護課介護保険係 22-6600 内線 406・479